

令和元年10月17日
東北厚生局

保険薬局の指定の取消について

令和元年10月15日に開催された東北地方社会保険医療協議会において、「保険薬局の指定の取消」について答申がありました。

これを受け、東北厚生局長は、下記のとおり対応することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 取消処分の内容

(1) 保険薬局の指定の取消

名 称	アイセイ薬局 江刺西大通り店
所在地	岩手県奥州市江刺西大通り11番地15号
開設者名	株式会社アイセイ薬局 代表取締役 藤井 江美
取消年月日	令和元年10月17日
根拠となる法律	健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号

2. 監査を行うに至った経緯

(1) 平成29年5月1日、東北厚生局岩手事務所に株式会社アイセイ薬局の役員が来所し、他のチェーン薬局の不正行為のニュースがあり、自薬局でも社内調査を行ったところ、「アイセイ薬局江刺西大通り店」（以下「江刺西大通り店」という。）にて、東北管内の「江刺西大通り店」以外の福利厚生の対象となる職員、家族分の処方箋を平成28年6月から平成29年2月まで集め、実際は他薬局それぞれにて調剤し、薬剤を交付しているにもかかわらず、「江刺西大通り店」にて調剤を行ったとして、同薬局より調剤報酬請求を行ったと口頭で報告があった。

また、「江刺西大通り店」は組織改編に伴う開設者変更により、同一の保険薬局ではあるものの、届出上、平成28年9月30日に廃止、同年10月1日新たに保険薬局として新規指定となっているが、調剤基本料の施設基準について、開設者変更後の新薬局においては、開設者変更前の旧薬局の平成28年6月から同年8月の3か月実績にて再度判断しなければならないところ、前記の不正な処方箋の集約方法を用いて、実際には3か月実績で集中率が95%を超えているにもかかわらず、95%以下として、開設者変更後の新薬局において、「調剤基本料3」ではなく「調剤基本料1」の届出を行い、「調剤基本

料1」を平成28年10月から平成29年3月まで引き続き算定していたとの報告が併せてあった。

このことから、社内調査の詳細、実際の処方箋と調剤の流れ、薬歴等の作成状況等の詳細な経過を文書で再度報告するよう指示した。

- (2) 平成29年5月16日に詳細な報告として、株式会社アイセイ薬局より「報告書」の提出があり、その後、平成29年6月9日に中間報告として、「中間報告書」及び調剤済処方箋、調剤録及び薬剤服用歴の記録の写し等、関係書類の提出があった。
- (3) 上記報告を踏まえ、平成29年7月21日に個別指導を実施し、上記(2)の「中間報告書」のとおり、不適切な処方箋の集約及び調剤報酬の不正請求の事実を確認するも、時間内に全ての確認が終了できなかったため、個別指導を中断した。
- (4) 平成29年8月3日に最終報告として、株式会社アイセイ薬局より「不適切請求に関する最終報告書」の提出があった。
- (5) また、「江刺西大通り店」に処方箋を送付したと報告のあった全24保険薬局について平成29年7月から同年11月までに個別指導を実施し、実際には他薬局において調剤を行い、薬剤を交付していたにもかかわらず「江刺西大通り店」に処方箋を送付した事実を確認した。
- (6) 以上により、平成30年1月12日付け通知により個別指導を中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、個別指導の中止通知を監査の実施通知と同封のうえ送付し、平成30年1月29日から同年9月26日まで計12日間の監査を実施した。

3. 取消処分 of 主な理由

【保険薬局の事故】

- 実際には、同一開設者の他の保険薬局で行った調剤を当該保険薬局で調剤を行ったものとして、調剤報酬を不正に請求していた。
- 「調剤基本料1」の施設基準（特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が9割5分以下）に適合していないにもかかわらず、同一開設者の他の保険薬局で行った調剤を当該保険薬局で調剤を行ったものとして操作し、本来は「調剤基本料3」の施設基準で届出しなければならないところ、「調剤

基本料1」の基準に適合しているとして施設基準の虚偽の届出を行い、調剤報酬を不正に請求していた。

4. 調剤報酬の不正請求額

監査において判明した不正請求額（社保・国保・高齢者医療の合計）

・不正請求額 6,088名分 6,088件 2,420,461円

(注) 上記の金額は、監査で判明したものだけであり、最終的な不正の金額は、今後精査していくこととしているので確定していない。

5. 再指定等の取扱

原則として、指定の取消の日から5年間は、保険薬局の再指定は行わない。